平成２８年（フ）第１５７３号
埼玉県鴻巣市宮前168番地２
債務者　鈴木　秀明
1　決定年月日時　平成28年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山下　紘司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年３月13日午後２時45分
5　免責意見申述期間　平成29年２月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１２０号
新潟県長岡市高野町266番地、前住所新潟県長岡市希望が丘１丁目１番地４　コーポさとう101号室
債務者　清水　正一
1　決定年月日時　平成28年12月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　和泉　　洋
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年３月13日午前11時
5　免責意見申述期間　平成29年２月27日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２８年（フ）第６５５号
静岡市清水区川原町５番27号
債務者　牧田　正人
1　決定年月日時　平成28年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　久保田誠実
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年２月28日午前11時
5　免責意見申述期間　平成29年２月27日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第４９９号
静岡県浜松市南区白羽町2589番地の23、住民票上の住所静岡県浜松市南区白羽町2687番地の２
債務者　中田　正志
1　決定年月日時　平成28年12月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩田　祐志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年２月28日午後３時40分
5　免責意見申述期間　平成29年２月28日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第６７１号
埼玉県草加市柳島町229番地　サンパレス101号、旧住所埼玉県草加市遊馬町970番地１
債務者　仲川　貴弘
1　決定年月日時　平成28年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木健太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年３月24日午後２時
5　免責意見申述期間　平成29年３月２日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第２１０３号
札幌市白石区本通17丁目南２番６号　ノースランドパートⅡ―105号
債務者　佐々木　司
1　決定年月日時　平成28年12月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　段林　君子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年３月13日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成29年３月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１８１６号
愛知県常滑市明和町３丁目48番地
債務者　藤井　信郎
1　決定年月日時　平成28年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森下　裕介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年３月22日午後２時20分
5　免責意見申述期間　平成29年３月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第３２１号
茨城県水戸市見川２丁目147番地の10
債務者　佐藤　和男
1　決定年月日時　平成28年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　健秀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年３月17日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成29年３月９日まで
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第３４号
熊本県山鹿市鹿校通３丁目１番32号　沖団地２－５－16号室
債務者　有働　雄一
1　決定年月日時　平成28年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　八塚　夏樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年３月10日午前11時
5　免責意見申述期間　平成29年３月９日まで
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２８年（フ）第２５０号
茨城県水戸市城南３－５－７レオパレスエトワール城南106、住民票上の住所千葉県松戸市高塚新田644番地の70
債務者　平井　淳志
1　決定年月日時　平成28年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小松原裕介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年３月17日午前11時40分
5　免責意見申述期間　平成29年３月10日まで
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第６８号
三重県志摩市志摩町和具405番地１
債務者　磯和　　潤
1　決定年月日時　平成28年12月19日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田形　祐樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年３月15日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成29年３月14日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２８年（フ）第１３３号
北海道苫小牧市音羽町１丁目12番２―202号
債務者　佐々木清光
1　決定年月日時　平成28年12月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　邨山　達哉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年３月17日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年３月16日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２８年（フ）第９５号
岐阜県海津市南濃町志津1751番地
債務者　髙木　正司
1　決定年月日時　平成28年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩田　尚之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月26日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成29年４月19日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第１３６９号
埼玉県朝霞市溝沼５丁目15番17―211号
債務者　笠原ネリーサ　ルナこと　カサハラネリーサ　ルナ
1　決定年月日時　平成28年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１３７７号
埼玉県蕨市塚越７丁目５番13号　内田コーポ203号
債務者　坂上　　勝
1　決定年月日時　平成28年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１５３０号
埼玉県北本市本町６丁目158番地
債務者　道祖土伸二
1　決定年月日時　平成28年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係